

稲沢市消防本部
ソーシャルメディア（Instagram）運用ポリシー

稲沢市消防本部がソーシャルメディア（Instagram）を運用し、情報発信を行うに当たり、運用ポリシーを下記のとおり定める。

記

1 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram

2 アカウント情報等

- (1) ユーザー名 : @inazawashobo(ユーザーネーム:稲沢市消防本部【公式】)
- (2) メールアドレス : fire@city.inazawa.aichi.jp
- (3) U R L : <http://www.instagram.com/inazawashobo>
- (4) 運用責任者 : 消防署長、消防本部次長

3 投稿の目的

SNS を活用し、消防本部・消防団の魅力、イベント情報及び救急・火災予防の情報を発信することで、消防職団員の人材確保、市民のイベント参加及び救急・火災予防の啓発活動に繋げるとともに、円滑な業務遂行への理解を得ることを目的とする。

4 発信する主な内容

- (1) イベントや行事等の情報
- (2) 訓練中や事務作業中の様子等、消防本部の雰囲気を感じられる情報
- (3) 救急、火災予防等の啓発情報
- (4) 消防職員採用及び消防団の加入促進に関する情報
- (5) その他、運用責任者が適切と認めた情報

5 投稿等への回答

返信機能（以下、リプライという。）やダイレクトメッセージ機能を利用した意見要望に対しては、原則として回答しない。

6 不適切な返信等への対応

次の各号に該当するリプライ等があったときは、投稿者を予告なくブロック（拒否）または非表示とする場合があるものとする。

- (1) 公序良俗、法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とするもの
- (3) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など本市または第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
- (5) 一個人の住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいするなどの個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人権・思想・信条等の差別または差別を助長させるおそれのあるもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるおそれのあるもの
- (9) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害する、情報を引き出す、または他者のアクセスを妨害するおそれのあるもの
- (10) その他、運用責任者が不適切と判断するもの

7 他のアカウントへのコメント等の対応

当アカウントから他のアカウントへの対応については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当アカウントからは、原則リプライ、アクション（いいね！）、ダイレクトメッセージをしないものとする。ただし、公式アカウントの確認がとれる国または地方公共団体等の運用するアカウントである場合、投稿者へのお礼等としてのリプライ、アクションや、ダイレクトメッセージが必要であると認められる場合に関しては、この限りではない。
- (2) 当アカウントからは、原則フォロー（他アカウントとつながる行為）をしないものとする。ただし、公式アカウントの確認がとれる国または地方公共団体等の運用するアカウントに対しては、この限りではない。

8 知的財産権の帰属

- (1) 当アカウントに掲載する写真、文章等個々の情報に関する知的財産権は、本市に帰属する。
- (2) 当アカウントが掲載した内容の共有（他のSNSを利用したシェアなどを含む）は自由とする。この場合、投稿元がこのアカウントであることを明記すること。

9 免責事項

- (1) 当アカウントに掲載されている情報を用いて利用者が行う一切の行為については、本市は何ら責任を負わないものとする。
- (2) 利用者が当アカウントの掲載情報を利用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも本市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 利用者が投稿した内容について本市は一切の責任を負わないものとする。

10 アカウントの停止または削除

次の各号に該当する場合、事前に通知することなく、当アカウントの停止または削除を行うものとする。

- (1) システム障害、保守等により当アカウントの運用を停止する場合
- (2) インスタグラムの仕様変更に伴い、当アカウントの運用が困難となった場合
- (3) その他、当アカウントの運用が困難と判断される場合

11 その他運用上の注意事項

当アカウントの運営にあたっては、インスタグラム利用規約を遵守し、本運用ポリシーに定めのない事項については、運用責任者が適切に判断を行うものとする。